

尾張東部教科用図書採択地区協議会規約（改訂案）

尾張東部教科用図書採択地区協議会規約（昭和39年6月18日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規約は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき設置する尾張東部教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（協議会を設ける市町の教育委員会）

第2条 協議会は、次に掲げる市町（以下「関係市町」という。）の教育委員会が、共同でこれを設ける。

- (1) 瀬戸市
- (2) 春日井市
- (3) 小牧市
- (4) 尾張旭市
- (5) 豊明市
- (6) 日進市
- (7) 清須市
- (8) 北名古屋市
- (9) 長久手市
- (10) 東郷町
- (11) 豊山町

（委員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから選任し、その定員は35名以内とする。

- (1) 関係市町の教育委員会の教育長
- (2) 関係市町の公立の小学校又は中学校（以下「公立小中学校」という。）の校長及び教員
- (3) 学識経験者及び公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者の代表

2 委員の任期は1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、任期の途中で会長及び副会長が交代した場合における任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の運営）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数かつ関係市町の委員それぞれ1名以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議は、出席委員の過半数で決し（次条で定める場合を除く。）、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、非公開とする。

（教科用図書の選定の方法）

第6条 教科用図書の選定は、第8条第3項の報告及び愛知県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、会長は、次の方法で選定することができる。

（1）委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

（2）前号の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、上位2位の投票を得た教科用図書（2種を超えるときは、会長がこれを選定する。）において再投票を行い、過半数の得票を得た教科用図書を選定する。

（3）前号の場合において、再投票の得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

（選定した教科用図書の通知）

第7条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅延なく関係市町の教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

（研究員）

第8条 協議会に教科用図書の専門的な調査研究を行うための研究員を置く。

2 研究員は、公立小中学校の校長及び教員のうちから会長が委嘱する。

3 研究員は、見本の送付があったすべての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果をとりまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。

（議事録及び資料の公表）

第9条 協議会の議事録及び前条第3項の資料については、関係市町の教育委員会において教科用図書を採択した後、遅延なく公表する。

（経費の負担）

第10条 協議会の経費は、関係市町が負担する。

（記録及び資料の保存）

第11条 協議会に係る記録及び資料の保存年限は、5年とする。

（その他）

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

本規約は平成27年4月8日施行する。

附 則

本規約は平成27年11月1日から施行する。